

気象警報発令時の措置について

気象警報発令時には、状況により登下校が危険と判断されることがあります。その場合、生徒の安全を守ることができるよう、下記の要領にて休校等を判断しますのでご確認ください。

記

1. 大阪府のうち「岸和田市」「堺市」のどちらかに暴風・大雨・大雪・洪水警報のうち、いずれかが発令されている場合は以下の通りとします。

時 間	警 報	対 応
午前8時現在	発令中	◇登校を見合わせ自宅待機とします
	解 除	◇平常授業
午前10時まで	発令中	◇臨時休校
	解 除	◇第3時間目(11時30分)より授業を始めます

※ なお、注意報の場合は登校すること。

2. 他府県に居住するものはその居住府県下に、大阪府下でも大阪府南部以外に警報が発令されている場合は、該当地域に居住する生徒は下記に従ってください。

学校は、平常授業ですが警報などの発令により、居住地の状況が、通学経路の安全性に不安があり登校困難な場合には、保護者において状況を判断され、無理な登校をしないようにご指導ください。自宅待機の場合は学校への連絡をお願いします。

3. その他

- ・ いずれの場合も、テレビ・ラジオ等のニュースでご判断ください。
- ・ 休校となった場合、警報の解除後も、部活動等での学校登校を禁止します。
- ・ 警報の解除後も、交通機関の混乱が予想されます。通学経路の安全を確認の上無理のない登校を心がけてください。
- ・ 学校始業後、警報が発令された場合、状況により授業・学校行事を中止し、帰宅させる場合があります。